

海外でも補償^{※2}
約**28%**^{※1}
割引

生活総合補償プランのご案内

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

カナカはグループ社員と退職者
およびそのご家族の健康を願っています

申込締切日 **2026年5月29日 (金)**

保険期間 **2026年6月25日 午後4時から 2027年6月25日 午後4時までの1年間**

保険料の払込方法 <役員・従業員の方> **2026年9月から毎月給与控除 (月払)**

<退職者の方> **2026年9月23日 (土日祝日の場合は翌営業日) に
指定口座より引落とし (年払)**

本パンフレットには「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」 (以下、「パンフレット別冊」といいます。) が付いています。

お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。アクセス方法は本パンフレットの「ご注意事項」をご確認ください。

※1 団体割引25%適用、損害率による割引5%適用。団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※2 オプションの「日常生活賠償」は一部国内のみ補償、「ホールインワン・アルパトロス費用」、「CT・MRI検査」、「セカンドオピニオン費用」と「先進医療費用」は、日本国内のみ補償となります。「親介護」は年令によって日本国内における公的介護保険制度の認定を必要とする場合があります。

(注) インターネットからお手続きされる場合は、「本パンフレット」および「パンフレット別冊」の記載のうち「加入申込票」を「ネット手続き画面」に、「記入/記載」を「入力」に読み替えてください。

カネカグループ 生活総合補償プラン

カネカグループで働く
役員・従業員・退職者と
ご家族の皆さまをサポートします

ご家族も加入できます



カネカグループ「生活総合補償プラン」は、必要な補償を組み合わせることで加入いただけます

NEW 病気の早期発見・適切な治療の選択を支援する特約・サービスを新設しました

こんな場合にお役に立ちます!

日本国内で医師の診断により
被保険者がCTまたはMRIを
使用した検査を受けた場合



CT・MRI検査【CMセット】

日本国内で被保険者が
身体障害の診断を受け、
セカンドオピニオンを
受診した場合



セカンドオピニオン費用【OPセット】

生活総合補償プランは、主な構成に加え、新しい項目が追加され、健康へのサポートがさらに強化されました。

<基本コース>

日本国内・海外とも補償

病気とケガ
補償コース

A3セット

病気と、さまざまな
事故によるケガに
備える



ケガ
補償コース

B5・B6セット

さまざまな事故に
よるケガに備える

※B6セットは
交通事故による
ケガのみの補償
となります。



<掲載ページ>

役員・従業員：5～6ページ
退職者：15～16ページ

<オプション>

※病気とケガ補償コースにのみセット可能なオプションです。

三大疾病診断
オプション

P1セット



CT・MRI検査
オプション

CMセット



セカンドオピニオン費用
オプション

OPセット



<オプション>

※いずれの基本コースにもプラスできます。

日常生活賠償
オプション

L2セット



携行品損害
オプション

Y3セット



ホールインワン・
アルバトロス費用
オプション

H3セット



所得補償
オプション

X1セット



役員・従業員のみ

親介護一時金
オプション

O1・O2セット



<オプションの掲載ページ> 役員・従業員：7～11ページ 退職者：17～21ページ

保険の特長

日常生活でのさまざまなケガや交通事故によるケガを補償します
さらに、A3セットは病氣も補償します！

point

1 保険料に約**28%**の割引を適用！！

団体割引25%、損害率による割引5%を適用しています。

団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

point

2 短期間の入通院も補償

通院保険金は**1日目**から、入院保険金は**日帰り**から**長期入院**（180日限度）も補償します！

通院保険金はケガ補償コースのみ。

point

3 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。（「生活サポートサービス」は「パンフレット別冊」の最終ページをご参照ください。）

この保険は株式会社カネカが保険契約者となる**団体契約**です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

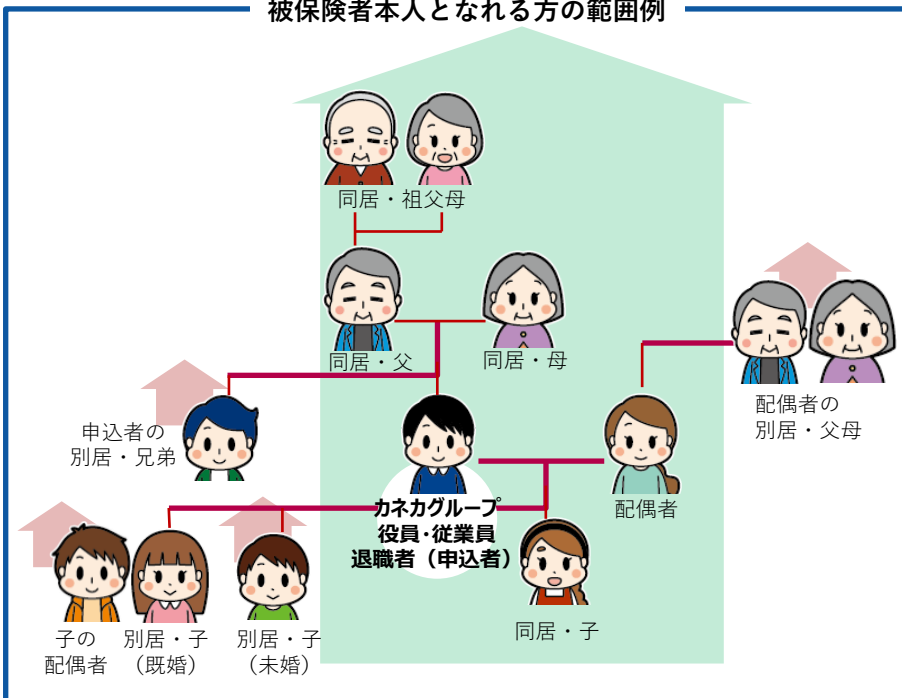
● お申込人となれる方（全コース共通）

● お申込人となれる方は株式会社カネカおよびそのグループ会社の**役員・従業員・退職者**に限ります。

● 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方

(注) 22ページの継続のみプランについてはそれぞれのページをご参照ください。

被保険者本人となれる方の範囲例



● 被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

● 「疾病補償特約」、「三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」、「先進医療費用保険金補償特約」、「CT・MRI検査一時金補償特約」、「セカンドオピニオン費用補償特約」の被保険者（補償の対象者）本人(*)となれるのは、上記に追加して、保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方でかつ健康に関する告知の結果、加入できると判定された方です。

● 「退職者向けのケガを補償するコース」の被保険者（補償の対象者）本人(*)となれるのは、上記に追加して、保険期間の開始時点で満75才以下の方です。（「役員・従業員向けのケガを補償するコース」には年齢制限はありません。）

● オプション特約「所得補償特約」の被保険者（補償の対象者）本人(*)となれるのは、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員で、保険期間の開始時点で15才以上64才以下かつ健康に関する告知の結果、加入できると判定された方です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）となれる方の範囲は11ページ、21ページをご参照ください。

役員・従業員の皆さまへのご案内ページ



退職者の皆さまへのご案内は13～22ページをご覧ください

<前年からお加入の皆さまへ>

制度改定および料率改定に伴い、前年ご加入の内容から保険料が変更となります。変更後の保険料につきましては、5～11ページにて必ずご確認ください。

<お申込方法>

申込締切日 **2026年5月29日（金）**

加入申込票提出先 **最寄のカネカ保険センター 窓口**
インターネットからお手続きいただけます。

▶ 新しく加入される方

インターネットの「申込」で手続画面お手続きください。（書類のご提出は不要です）
「加入申込票」を使用される場合は、提出期限までにご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

▶ 前年から加入されている方：自動継続方式

ご加入内容に変更のない場合、インターネットでのお手続きおよび「加入申込票」のご提出は不要です。

*自動継続の取扱いについて

ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

▶ ご加入内容の変更をご希望の方

インターネットの「申込手続画面」でお手続きください。（書類のご提出は不要です）
「加入申込票」を使用される場合は、変更内容をご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

A3セット・X1セット・P1セット・O2セット・CMセット・OPセットに新規加入される場合、加入口数を増加される場合は健康に関する告知が必要となります。

▶ 継続されない方

インターネットの「申込手続画面」でお手続きください。（書類のご提出は不要です）
「加入申込票」を使用される場合は、「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

生活総合補償プランの補償内容一覧

今回の募集では、以下の特約がセットされています。

「パンフレット別冊」にて、該当する保険金・特約部分をご確認ください。

※すべてのコースに「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

	特約名	保険金の種類	募集セット名	
基本 コ ー ス	傷害補償（MS & A D型）特約	傷害 保 険 金	傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金	A2・A3・B5・B6
			傷害入院保険金	
			傷害手術保険金	
			傷害通院保険金（A2・A3を除く）	
	疾病補償特約 特定精神障害補償特約セット	疾 病 保 険 金	疾病入院保険金	A2・A3
			疾病手術保険金	
			疾病放射線治療保険金	
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約			
交通事故危険のみ補償特約	—	B6		
天災危険補償特約	—	B5		
食中毒補償特約	—	A2・A3・B5		
熱中症危険補償特約	—	A2・A3・B5		
先進医療費用保険金補償特約 特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金	A2・A3		
オ プ シ ョ ン	所得補償（MS & A D型）特約 骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）セット	所得補償保険金	X1	
	日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	L2	
	携行品損害補償特約 新価保険特約 （携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	Y3	
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	H3	
	三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	三大疾病診断保険金	P1	
	CT・MRI検査一時金補償特約 特定精神障害補償特約セット	CT・MRI検査一時金	CM	
	セカンドオピニオン費用補償特約 特定精神障害補償特約セット	セカンドオピニオン費用保険金	OP	
	親介護一時金支払特約	親介護一時金	O1	
親介護一時金支払特約 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	親介護一時金	O2		



病気とケガ補償コース<本人型>

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方 **食中毒・熱中症**も補償

A2セットの新規ご加入はできません。「継続」または「脱退」のみの取扱いとなります。

保険金額と保険料【10口限度】 (注) 先進医療費用保険金補償特約の保険金額(1,000万円)は2口以上の場合でも保険金額は1,000万円となります。2口および4口以上の保険料は代理店・扱者カネカ保険センターまでご連絡ください。		A3セット		A2セット		
		おすすめ 3口	お手軽 1口	新規加入申込不可。継続・脱退のみ。		
		3口	1口	3口	1口	
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額(※)	300万円	100万円	600万円	200万円	
	傷害入院保険金日額 <small>支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日</small>	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5				
病気	疾病入院保険金日額 <small>支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日</small>	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
	疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5				
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額×10				
特約	食中毒補償特約	○		○		
	熱中症危険補償特約	○		○		
	先進医療費用保険金補償特約	1,000万円(保険期間中の限度額)				
月払保険料	被保険者年令 2026年6月25日時点の満年令	生後15日~4才	810円	310円	1,080円	400円
		5~9才	720円	280円	990円	370円
		10~14才	630円	250円	900円	340円
		15~19才	630円	250円	900円	340円
		20~24才	720円	280円	990円	370円
		25~29才	810円	310円	1,080円	400円
		30~34才	930円	350円	1,200円	440円
		35~39才	930円	350円	1,200円	440円
		40~44才	930円	350円	1,200円	440円
		45~49才	1,050円	390円	1,320円	480円
		50~54才	1,230円	450円	1,500円	540円
		55~59才	1,560円	560円	1,830円	650円
		60~64才	2,040円	720円	2,310円	810円
65~69才	2,910円	1,010円	3,180円	1,100円		

(※) 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

おすすめ Point

病気とケガ補償コースは

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方におすすしませす!

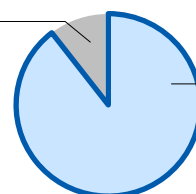


知ってますか?

病気等による入院が約9割

<推計入院患者数>

ケガに起因する入院
133.5千人



ケガ以外(病気等)に起因する入院

1,041.8千人

厚生労働省「令和5年 患者調査」から作成



ケガ補償コース<本人型>

交通事故や日常生活でのケガに備えたい方

自転車をよく利用される方は、B6セットとオプションの日常生活賠償(L2)を組み合わせることをおすすめします。

保険金額と保険料 【B5:10口限度、B6:5口限度】		B5セット		B6セット	
		おすすめ ^{3口}	お手軽 ^{1口}	おすすめ ^{3口}	お手軽 ^{1口}
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額 (※1)	300万円	100万円	600万円	200万円
	傷害入院保険金日額 支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	3,000円	1,000円	7,500円	2,500円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額 (※2) 支払対象期間：180日 支払限度日数：90日	3,000円	1,000円	6,000円	2,000円
特約	天災危険補償特約	○		—	
	食中毒補償特約	○		—	
	熱中症危険補償特約	○		—	
	交通事故によるケガのみ補償	—		○	
月払保険料		1,260円	420円	810円	270円

●A3・B5・B6セットの限度口数は、単セットの限度口数となります。複数の基本セットに加入される場合は、傷害入院保険金日額は合計15,000円以内、傷害通院保険金日額は合計15,000円以内（15才未満の傷害通院保険金日額は10,000円以内）となるような口数でお申込みください。1つのセットで事故の内容によって支払われる保険金額が異なる場合は、高い保険金額を基準に計算してください。

●B6セットには、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。（交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の「[※印の用語のご説明]」をご参照ください。）

(※1) 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※2) 入院を伴わない傷害通院も保険金をお支払いします。

入院保険金日額の考え方



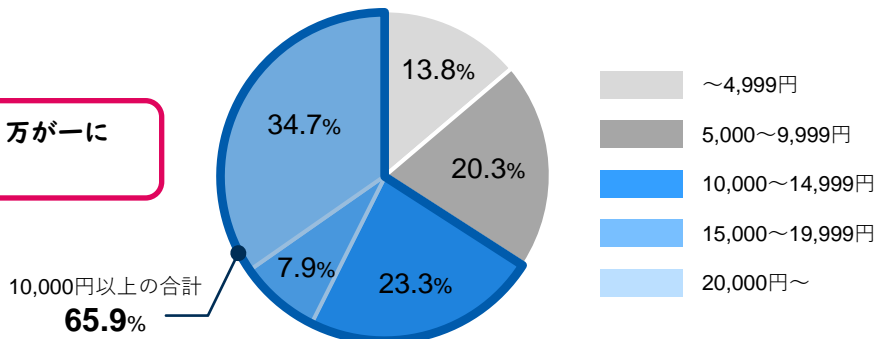
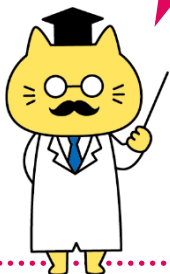
入院時の自己負担費用について具体的な金額が知りたいです。1日あたりの費用はどのくらいになりますか？



入院1日あたりの自己負担費用は6割以上の方が10,000円以上です。

入院時の1日あたりの自己負担費用*

口数を調整し、万が一に備えましょう



*治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

公益財団法人 生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」から作成

【役員・従業員】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

NEW

検査・セカンドオピニオン安心オプション

病気の早期発見・適切な治療の選択を支援する特約・サービスを新設しました

どちらか片方の特約だけでもご加入いただけますが、両方の特約をご利用いただくことで、より充実した補償をお受けいただけます。

CT・MRI検査一時金補償特約

特定精神障害補償特約セット

1口
限度

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

・日本国内のみ補償

保険金と保険料		CMセット	
CT・MRI検査一時金 (保険期間を通じて1回限度)		2万円	
月払保険料 (1口あたり)	被保険者年令 2026年6月25日 時点の満年令	生後15日～4才	10円
		5～9才	20円
		10～14才	40円
		15～19才	40円
		20～24才	30円
		25～29才	30円
		30～34才	30円
		35～39才	40円
		40～44才	40円
		45～49才	50円
		50～54才	50円
		55～59才	60円
		60～64才	70円
65～69才	100円		

セカンドオピニオン費用補償特約

特定精神障害補償特約セット

1口
限度

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

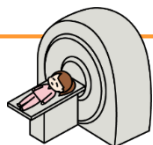
ケガ補償
<本人型>

・日本国内のみ補償

保険金と保険料		OPセット	
セカンドオピニオン費用保険金 (保険期間を通じて保険金額が限度)		5万円	
月払保険料 (1口あたり)	被保険者年令 2026年6月25日 時点の満年令	生後15日～4才	70円
		5～9才	60円
		10～14才	40円
		15～19才	40円
		20～24才	50円
		25～29才	70円
		30～34才	80円
		35～39才	80円
		40～44才	80円
		45～49才	90円
		50～54才	110円
		55～59才	150円
		60～64才	200円
65～69才	280円		

こんな時にお役に立ちます

日本国内で医師の診断により被保険者がCTまたはMRIを使用した検査を受けた場合



ただし、健康診断や検診等の自由診療のために受けた検査は補償の対象外です。

こんな時にお役に立ちます

日本国内で被保険者が身体障害の診断を受け、セカンドオピニオンを受診した場合



ただし、担当医から意見書等に基づき、異なる医師に相談を行うものが補償の対象であり、単に被保険者のみの判断で異なる医師に相談を行う場合は補償の対象外です。

<CT・MRI検査とは>

CT・MRI検査とは、骨折や腫瘍、血管の問題、脳や内臓の異常など、通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査であり、年間数千～数百万件ほど実施されています。具体的には、以下のような疾病の発見に役立ちます。

1. 脳の異常

脳卒中や脳出血、脳腫瘍の診断、頭部のけがによる損傷の評価

2. がんの発見

肺がん、肝臓がん、腎臓がんなどの腫瘍の検出、がんの広がりや転移の評価

3. 心臓や血管の異常

心臓の冠動脈病変の検出、大動脈瘤や動脈硬化の診断

4. 腹部や骨盤の問題

腸閉塞、炎症性疾患(例:クローン病)の診断、腹部の腫瘍や内臓の異常の評価

5. 骨や関節の異常

骨折や関節の損傷の詳細な評価、関節炎や椎間板ヘルニアの診断

<セカンドオピニオンとは?>

セカンドオピニオンは、がんなどの重大な病気の治療法を決定する際に、別の医師から意見を求めることを指します。これにより、患者は異なる視点や治療法の選択肢を得ることができるようになります。特にがん治療では、治療法が多岐にわたるため、セカンドオピニオンを活用することで、最新の医療情報に基づいた最適な治療法を選択する手助けとなります。セカンドオピニオンを受けるかどうかは、患者の状況や希望によりますが、安心感や治療への信頼性を高める一つの手段としての認識が広がっています。

メディカルナビゲーションサービス



サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、
ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。



受付時間／月曜～土曜 9：00～18：00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

ご利用の対象者／ご加入者さま本人

※メディカルナビゲーションサービスはティーベック（株）提供のサービスです。

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、それぞれ以下のサービスがセットされています。ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

CT・MRI検査一時金補償特約の加入者さま専用サービス

◆「ドクターが薦める専門医※1」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約の加入者さま専用サービス

◆セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師（総合相談医※2）へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック（株）が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等のご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険（株）のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となることがあります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご利用に
際して

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。詳細はティーベック（株）ホームページよりご確認ください。

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>

こちらからアクセスできます



【役員・従業員】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

身の回りの補償を充実させたい方

1口
限度

日常生活賠償特約



- ・日本国内・海外とも補償*
- ・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

*一部、国内のみ補償

セット名	L2
日常生活賠償 保険金額	2億円
月払保険料	110円

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

例えば

こんな時にお役に立ちます



お店の商品を過って壊し、
法律上の損害賠償責任を負った



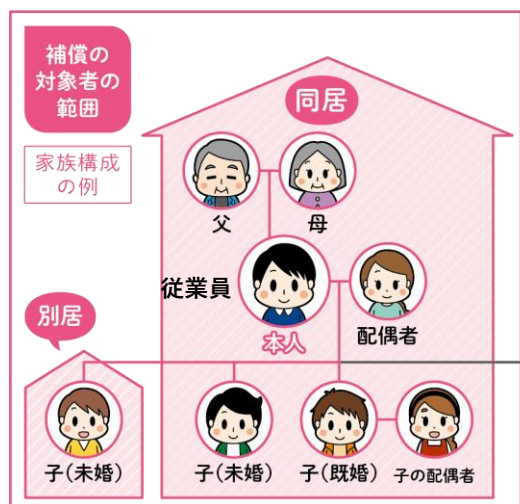
自転車搭乗中、通行人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責任を負った

日常生活賠償の補償の対象者の範囲

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時において下記の続柄の方が被保険者(補償の対象者)となりますので、**ご家族がお一人ずつご加入いただく必要はありません。**

■カネカグループの従業員を加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)とした場合の例

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時点において次の続柄の方が被保険者となります。



お子さまが既婚の場合、同居であれば補償の対象に、別居の場合は補償の対象外になります。

補償対象外



- 本人の配偶者
- 同居の親族(本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- 別居の未婚^(注1)の子(本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子)
- 本人およびa)からc)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

1口
限度

携行品損害補償特約 新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

- ・日本国内・海外とも補償

セット名	Y3
携行品損害 保険金額	保険期間を通じて10万円※ (自己負担額:1事故につき3,000円)
月払保険料	60円

例えば

こんな時にお役に立ちます



海外旅行中、
ハンドバッグを
ひったくられた



外出先で誤って
カメラを落として
壊した

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。(自己負担額:3,000円)

●携行品の損害が被保険者の自宅(敷地を含みます)内において発生した場合は保険金支払いの対象となりません。

【役員・従業員】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

1口
限度

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

・日本国内のみ補償

セット名	H3
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額	20万円
月払保険料	180円

例えば

こんな時にお役に立ちます

ホールインワンを達成し、祝賀会を開催したため、費用が発生した。

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。

詳細は「パンフレット別冊」の【保険金のお支払いについて】をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合



働けなくなったときの所得補償に備えたい方

20口
限度

所得補償特約 骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用) セット



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

・ケガや病気で働けなくなり、収入が減少したときにお役に立ちます。

セット名	所得補償 保険金額	月払保険料 (1口あたり)				
		15-19才	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才
X1	1万円	40円	60円	60円	80円	100円
		120円	140円	170円	180円	190円

例えば

こんな時にお役に立ちます



交通事故でケガをして入院し、働けなくなった



病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなった

(2026年6月25日時点の被保険者の満年齢でご加入ください。2026年6月25日時点で15才以上64才以下の役員・従業員の方が対象です。)

- 保険金額の設定について：保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額*の50%以下で適切な保険金額をお決めください。就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

平均月間所得額の詳細については、「パンフレット別冊」の[※印の用語のご説明]をご参照ください。

- 免責期間：7日
- てん補期間：1年

医療補償を充実させたい方

6口
限度

三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

セット名	三大疾病 診断 保険金額	月払保険料 (1口あたり)				
		生後15日-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40-44才
P1	50万円	30円	90円	170円	250円	390円
		580円	710円	1,130円	2,180円	2,910円

こんな時にお役に立ちます

がんが診断確定された時
または急性心筋梗塞
もしくは脳卒中を
発病し、治療を
目的として初めて
入院を開始した時



(2026年6月25日時点の満年齢でご加入ください。)

【役員・従業員】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

3口
限度

親介護一時金支払特約

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

例えば

こんな時にお役に立ちます

親御さまが要介護状態※になり、30日を超えて継続した場合



※要介護状態の詳細については、「パンフレット別冊」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。

親御さま（姻族を含む）は、最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。

- フランチャイズ期間：30日
- O2セットには、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」がセットされます。



要介護3以上

- ・新規ご加入はできません。現在ご加入中の方のみご継続いただけます。増口・減口ともにできません。
- ・健康に関する告知に該当し、O2セットに変更できない場合は、代理店・扱者カネカ保険センターまでご連絡ください。

セット名	親介護一時金額	月払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)			
		20-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O1	100万円	10円	30円	60円	140円
		310円	690円	1,500円	3,840円

(2026年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2026年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

要介護3の状態の目安※

中等度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・ひとりできない
- ◆食事・衣服の着脱・排泄
・介助を必要とする
- ◆理解・行動
・認知機能の低下がみられ、それに伴い、暴言や徘徊、幻覚や妄想などの症状がみられることがある



要介護2以上

O1セットにご加入の方がO2セットへ変更される場合は、改めて健康に関する告知が必要です。

セット名	親介護一時金額	月払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O2	100万円	10円	20円	40円	90円	200円
		470円	1,080円	2,390円	6,190円	

(2026年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2026年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

※出典：公益財団法人 生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに引受保険会社で作成。

要介護2の状態の目安※

軽度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・何らかの支えを必要とする
- ◆食事・排泄
・手助けを必要とすることがある
- ◆理解・行動
・物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある

親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）の範囲

本人の親御さまのうち、この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記載の方で、次のすべてに該当する方が特約被保険者となります。

<特約被保険者となれる方>

- ①基本コースに加入される被保険者本人の親御さま（姻族を含みます。同居の有無は問いません。）
- ②保険始期日時点で、満20才以上満84才以下の方で、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方。

例)	基本コースに加入される被保険者の親御さま（=血族）	○	※左記のうち最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。
	基本コースに加入される被保険者の配偶者の親御さま（=姻族）	○	

- オプション特約（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約、親介護一時金支払特約、CT・MRI検査一時金補償特約を除く）をセットされる場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

損害保険から生命保険へ「簡易告知」で契約移行

「病気とケガ補償コース（団体総合生活補償保険（MS&AD型）」）
にご加入いただくと退職時または退職後はじめて迎える満期時に簡単な告知で
三井住友海上あいおい生命の「医療保険Aセレクトup[※]」へ移行できる場合があります。

将来の医療保障準備を見据え、
「病気とケガ補償コース」に
加入しておきましょう！

「健康状況告知」において一定の条件を満たす場合は、「医療保険Aセレクトup[※]」への簡易告知制度がご利用いただけます。
詳細はカナカ保険センター株式会社へお問い合わせください。

※「医療保険Aセレクトup」は「医療保険(無解約返戻金型)(25)無配当」の販売名称です。

Point1

終身保障なので
一生涯保障！

Point2

保険料は
一生涯定額！

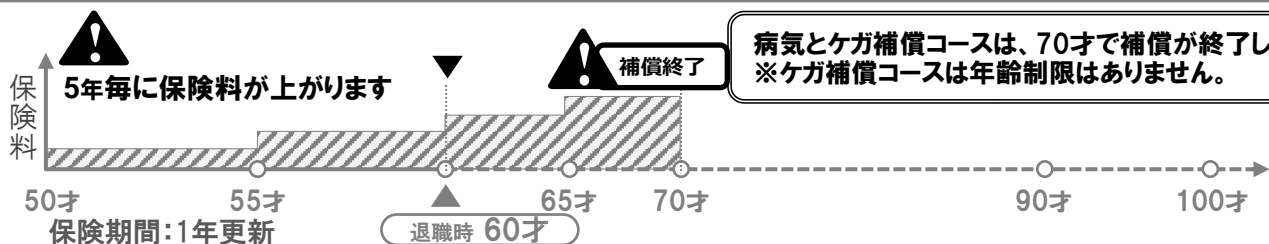
Point3

簡易な告知で
移行できる

Point4

お手続きが簡単！

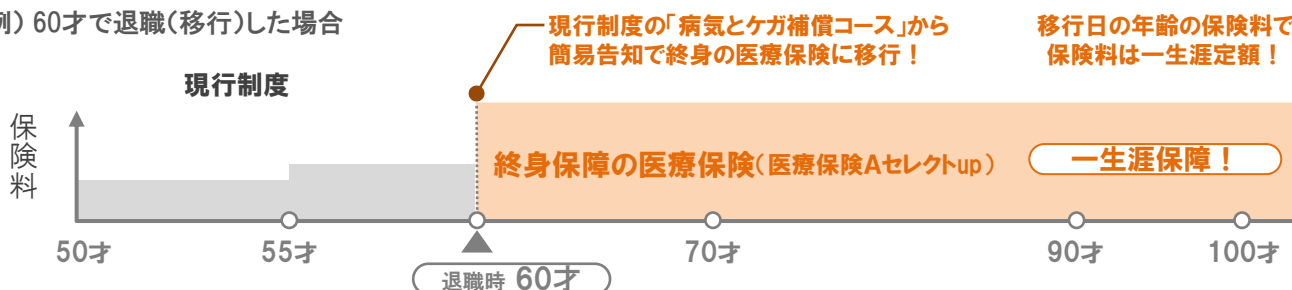
現行制度 病気とケガ補償コース[団体総合生活補償保険 (MS&AD型)]



退職者向け医療保険（医療保険Aセレクトup）

引受保険会社：三井住友海上あいおい生命

(例) 60才で退職(移行)した場合



- ※ 移行前契約と移行後契約の補償(保障)は異なります。商品内容の詳細については、必ず各商品の「パンフレット」「チラシ」等をご覧ください。
- ※ 三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
- ※ 移行後契約は、2026年3月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。
- ※ 医療保険Aセレクトupについて：生命保険契約のご検討の際は必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。

「病気とケガ補償コース」で所定の条件^{※1}を満たした場合、簡易な告知で移行可能です！

「病気とケガ補償コース」の補償を三井住友海上あいおい生命の医療保険へ移行します。

※1 所定の条件は以下のとおり

- ① 「病気とケガ補償コース」の被保険者であること
- ② 「病気とケガ補償コース」に継続して2年以上加入していること
- ③ 加入していた「病気とケガ補償コース」の疾病入院保険金日額が3,000円以上であること
- ④ 過去2年以内に疾病入院保険金、疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の支払いがないこと
- ⑤ 移行が退職時または退職後はじめて迎える満期時であること
- ⑥ 保険金額など、「病気とケガ補償コース」の加入内容より保険責任が拡大・増額しないこと
- ⑦ 「ガンに関する告知に該当しないこと」

告知事項⇒「過去5年間にガンにより、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがないこと」
(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含みます)

【移行後契約の引受保険会社】 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 関西企業営業部 関西企業営業第一課

大阪府 大阪市 中央区 北浜 4丁目3-1 TEL 06-6229-3242

<代理店・扱者> カナカ保険センター株式会社 大阪府 大阪市 西区 土佐堀 1丁目3-18 TEL 06-6225-6670 FAX 06-6449-5456

退職者の皆さまへのご案内ページ



役員・従業員の皆さまへのご案内は3～12ページをご覧ください

- 病気を補償するコースで被保険者本人となれる方の年齢は、**保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下**の方に限ります。
- ケガを補償するコースで被保険者本人となれる方の年齢は、**保険期間の開始時点で満75才以下**の方に限ります。

<前年からご加入の皆さまへ>

制度改定および料率改定に伴い、前年ご加入の内容から保険料が変更となります。
変更後の保険料につきましては、15～22ページにて必ずご確認ください。

<お申込方法>

申込締切日 **2026年5月29日（金）**

加入申込票提出先 **カネカ保険センター 窓口**
(同封の返信用封筒をご利用ください。)

▶ 新しく加入される方

「加入申込票」にご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

▶ 前年、役員・従業員の方用のセットに加入されていて、退職された方

退職者の方用のセットに移行される場合は、新たに加入申込票をご提出ください。

病気とケガ補償コースに前年ご加入されている方で、口数の増加やオプション「三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」に新規加入されない場合は、健康に関する告知は不要です。

「親介護一時金支払特約」（O2セット）に追加加入される場合、親介護専用の健康に関する告知が必要となります。

▶ 前年から加入されている方：自動継続方式

ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票」のご提出は不要です。

* 自動継続の取扱いについて

ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

▶ ご加入内容の変更をご希望の方

「加入申込票」に変更内容をご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。
A3セット・P1セット・O2セット・CMセット・OPセットに追加加入される場合、加入口数を増加される場合は健康に関する告知が必要となります。

▶ 指定口座の変更をご希望の方

最寄のカネカ保険センターまでご連絡ください。

▶ 継続されない方

「加入申込票」の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

生活総合補償プランの補償内容一覧

今回の募集では、以下の特約がセットされています。

「パンフレット別冊」にて、該当する保険金・特約部分をご確認ください。

※すべてのコースに「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

	特約名	保険金の種類	募集セット名	
基本 コー ス	傷害補償（MS & A D型）特約	傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金	A2・A3・B5・B6・ A・B・C・ B1・C1	
		傷害入院保険金		
		傷害手術保険金		
		傷害通院保険金（A2・A3を除く）		
	疾病補償特約 特定精神障害補償特約セット	疾病 保険 金	疾病入院保険金	A2・A3
			疾病手術保険金	
			疾病放射線治療保険金	
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約			
	交通事故危険のみ補償特約	—	B6	
	交通事故危険増額支払 （保険金額別建用）特約	—	A・B・C	
夫婦型への変更に関する特約	—	B・C・B1・C1		
天災危険補償特約	—	B5		
食中毒補償特約	—	A2・A3・B5		
熱中症危険補償特約	—	A2・A3・B5		
先進医療費用保険金補償特約 特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金	A2・A3		
オ プ シ ョ ン	日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	L2・M2	
	携行品損害補償特約 新価保険特約 （携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	Y3・X3	
	ホールインワン・アルバトロス費用補償 特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	H3	
	三大疾病診断保険金補償（待機期間不設 定型）特約	三大疾病診断保険金	P1	
	CT・MRI検査一時金補償特約 特定精神障害補償特約セット	CT・MRI検査一時金	CM	
	セカンドオピニオン費用補償特約 特定精神障害補償特約セット	セカンドオピニオン費用保険金	OP	
	親介護一時金支払特約	親介護一時金	O1	
	親介護一時金支払特約 要介護3以上から要介護2以上への補償 範囲拡大に関する特約（介護一時金支払 特約用）セット	親介護一時金	O2	



病気とケガ補償コース<本人型>

事故によるケガだけでなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方 **食中毒・熱中症**も補償

A2セットの新規ご加入はできません。「継続」または「脱退」のみの取扱いとなります。

保険金額と保険料【3口以上10口限度】 (注) 先進医療費用保険金補償特約の保険金額(1,000万円)は3口以上の場合でも保険金額は1,000万円となります。4口以上の保険料は代理店・扱者カネカ保険センターまでご連絡ください。		A3セット		A2セット		
		3口	1口	3口	1口	
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額(※)	300万円	100万円	600万円	200万円	
	傷害入院保険金日額 <small>支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日</small>	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5				
病気	疾病入院保険金日額 <small>支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日</small>	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
	疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5				
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額×10				
特約	食中毒補償特約	○		○		
	熱中症危険補償特約	○		○		
	先進医療費用保険金補償特約	1,000万円(保険期間中の限度額)				
年払保険料	被保険者年齢 2026年6月25日時点の満年齢	生後15日~4才	8,780円	3,340円	11,780円	4,340円
		5~9才	8,000円	3,080円	11,000円	4,080円
		10~14才	6,740円	2,660円	9,740円	3,660円
		15~19才	6,860円	2,700円	9,860円	3,700円
		20~24才	7,790円	3,010円	10,790円	4,010円
		25~29才	8,930円	3,390円	11,930円	4,390円
		30~34才	10,130円	3,790円	13,130円	4,790円
		35~39才	10,280円	3,840円	13,280円	4,840円
		40~44才	10,310円	3,850円	13,310円	4,850円
		45~49才	11,510円	4,250円	14,510円	5,250円
		50~54才	13,580円	4,940円	16,580円	5,940円
		55~59才	16,940円	6,060円	19,940円	7,060円
		60~64才	22,370円	7,870円	25,370円	8,870円
		65~69才	31,670円	10,970円	34,670円	11,970円

(※) 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

おすすめ Point

病気とケガ補償コースは

事故によるケガだけでなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方におすすめします!



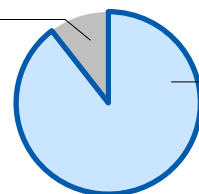
知ってますか?

病気等による入院が約9割

<推計入院患者数>

ケガに起因する入院

133.5千人



ケガ以外(病気等)に起因する入院

1,041.8千人

厚生労働省「令和5年 患者調査」から作成



ケガ補償コース<本人型>

交通事故や日常生活でのケガに備えたい方

自転車をよく利用される方は、B6セットとオプションの日常生活賠償(L2)を組み合わせることをおすすめします。

保険金額と保険料 【B5:10口限度、B6:5口限度】		B5セット		B6セット	
		おすすめ ^{3口}	お手軽 ^{1口}	おすすめ ^{3口}	お手軽 ^{1口}
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額 (※1)	300万円	100万円	600万円	200万円
	傷害入院保険金日額 <small>支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日</small>	3,000円	1,000円	7,500円	2,500円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額 (※2) <small>支払対象期間：180日 支払限度日数：90日</small>	3,000円	1,000円	6,000円	2,000円
特約	天災危険補償特約	○		—	
	食中毒補償特約	○		—	
	熱中症危険補償特約	○		—	
	交通事故によるケガのみ補償	—		○	
年払保険料		13,590円	4,530円	8,610円	2,870円

●A3・B5・B6セットの限度口数は、単セットの限度口数となります。複数の基本セットに加入される場合は、傷害入院保険金日額は合計15,000円以内、傷害通院保険金日額は合計15,000円以内（15才未満の傷害通院保険金日額は10,000円以内）となるような口数でお申込みください。1つのセットで事故の内容によって支払われる保険金額が異なる場合は、高い保険金額を基準に計算してください。

●B6セットには、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。（交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。）

(※1) 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※2) 入院を伴わない傷害通院も保険金をお支払いします。

入院保険金日額の考え方



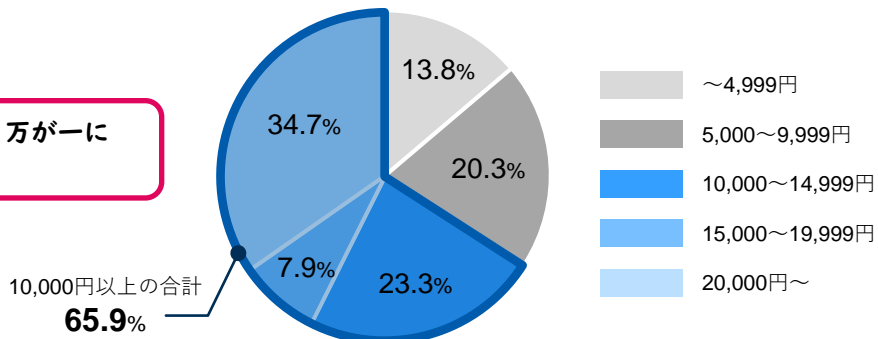
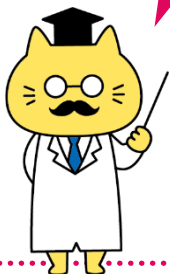
入院時の自己負担費用について具体的な金額が知りたいです。1日あたりの費用はどのくらいになりますか？



入院1日あたりの自己負担費用は6割以上の方が10,000円以上です。

入院時の1日あたりの自己負担費用*

口数を調整し、万が一に備えましょう



*治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

公益財団法人 生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」から作成

【退職者】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください



検査・セカンドオピニオン安心オプション

病気の早期発見・適切な治療の選択を支援する特約・サービスを新設しました

どちらか片方の特約だけでもご加入いただけますが、両方の特約をご利用いただくことで、より充実した補償をお受けいただけます。

1口
限度

1口
限度

CT・MRI検査一時金補償特約

特定精神障害補償特約セット



セカンドオピニオン費用補償特約

特定精神障害補償特約セット



基本コース

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

・日本国内のみ補償

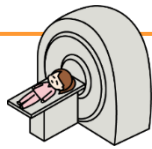
・日本国内のみ補償

保険金と保険料		CMセット
CT・MRI検査一時金 (保険期間を通じて1回限度)		2万円
年払保険料 (1口あたり)	被保険者年令 2026年6月25日 時点の満年令	
	生後15日～4才	90円
	5～9才	170円
	10～14才	400円
	15～19才	450円
	20～24才	300円
	25～29才	340円
	30～34才	380円
	35～39才	430円
	40～44才	470円
	45～49才	510円
	50～54才	570円
	55～59才	630円
60～64才	760円	
65～69才	1,060円	

保険金と保険料		OPセット
セカンドオピニオン費用保険金 (保険期間を通じて保険金額が限度)		5万円
年払保険料 (1口あたり)	被保険者年令 2026年6月25日 時点の満年令	
	生後15日～4才	790円
	5～9才	630円
	10～14才	430円
	15～19才	450円
	20～24才	590円
	25～29才	750円
	30～34才	860円
	35～39才	880円
	40～44才	890円
	45～49才	990円
	50～54才	1,220円
	55～59才	1,620円
60～64才	2,230円	
65～69才	3,030円	

こんな時にお役に立ちます

日本国内で医師の診断により被保険者がCTまたはMRIを使用した検査を受けた場合



ただし、健康診断や検診等の自由診療のために受けた検査は補償の対象外です。

こんな時にお役に立ちます

日本国内で被保険者が身体障害の診断を受け、セカンドオピニオンを受診した場合



ただし、担当医から意見書等に基づき、異なる医師に相談を行うものが補償の対象であり、単に被保険者のみの判断で異なる医師に相談を行う場合は補償の対象外です。

<CT・MRI検査とは>

CT・MRI検査とは、骨折や腫瘍、血管の問題、脳や内臓の異常など、通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査であり、年間で数百～数千万件ほど実施されています。具体的には、以下のような疾病の発見に役立ちます。

1. 脳の異常

脳卒中や脳出血、脳腫瘍の診断、頭部のけがによる損傷の評価

2. がんの発見

肺がん、肝臓がん、腎臓がんなどの腫瘍の検出、がんの広がりや転移の評価

3. 心臓や血管の異常

心臓の冠動脈病変の検出、大動脈瘤や動脈硬化の診断

4. 腹部や骨盤の問題

腸閉塞、炎症性疾患(例:クローン病)の診断、腹部の腫瘍や内臓の異常の評価

5. 骨や関節の異常

骨折や関節の損傷の詳細な評価、関節炎や椎間板ヘルニアの診断

<セカンドオピニオンとは?>

セカンドオピニオンは、がんなどの重大な病気の治療法を決定する際に、別の医師から意見を求めることを指します。これにより、患者は異なる視点や治療法の選択肢を得ることができるようになります。特にがん治療では、治療法が多岐にわたるため、セカンドオピニオンを活用することで、最新の医療情報に基づいた最適な治療法を選択する手助けとなります。セカンドオピニオンを受けるかどうかは、患者の状況や希望によりますが、安心感や治療への信頼性を高める一つの手段としての認識が広がっています。

メディカルナビゲーションサービス



サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、
ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。



受付時間／月曜～土曜 9：00～18：00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

ご利用の対象者／ご加入者さま本人

※メディカルナビゲーションサービスはティーベック（株）提供のサービスです。

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、それぞれ以下のサービスがセットされています。ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

CT・MRI検査一時金補償特約の加入者さま専用サービス

◆「ドクターが薦める専門医※1」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約の加入者さま専用サービス

◆セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師（総合相談医※2）へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック（株）が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等のご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険（株）のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となることがあります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご利用に
際して

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。詳細はティーベック（株）ホームページよりご確認ください。

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>

こちらからアクセスできます



【退職者】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

身の回りの補償を充実させたい方

1口
限度

日常生活賠償特約



- ・日本国内・海外とも補償*
- ・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

*一部、国内のみ補償

セット名	L2
日常生活賠償 保険金額	2億円
年払保険料	1,240円

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

例えば

こんな時にお役に立ちます



お店の商品を過って壊し、
法律上の損害賠償責任を負った



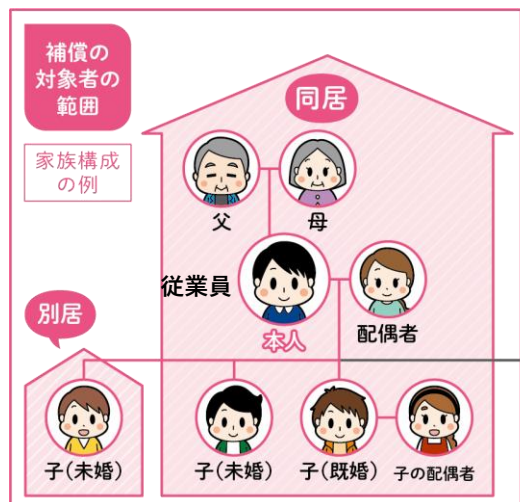
自転車搭乗中、通行人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責任を負った

日常生活賠償の補償の対象者の範囲

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時において下記の続柄の方が被保険者(補償の対象者)となりますので、**ご家族がお一人ずつご加入いただく必要はありません。**

■カネカグループの従業員を加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)とした場合の例

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時点において次の続柄の方が被保険者となります。



お子さまが既婚の場合、同居であれば補償の対象に、別居の場合は補償の対象外になります。

補償対象外



- 本人の配偶者
- 同居の親族(本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- 別居の未婚^(注1)の子(本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子)
- 本人およびa)からc)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

1口
限度

携行品損害補償特約 新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

例えば

こんな時にお役に立ちます

海外旅行中、
ハンドバッグを
ひったくられた



外出先で誤って
カメラを落として
壊した



- ・日本国内・海外とも補償

セット名	Y3
携行品損害 保険金額	保険期間を通じて10万円* (自己負担額:1事故につき3,000円)
年払保険料	640円

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。(自己負担額:3,000円)

●携行品の損害が被保険者の自宅(敷地を含みます)内において発生した場合は保険金支払いの対象となりません。

【退職者】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

1口
限度

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

・日本国内のみ補償

セット名	H3
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額	20万円
年払保険料	2,010円

例えば

こんな時にお役に立ちます

ホールインワンを達成し、祝賀会を開催したため、費用が発生した。

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。
詳細は「パンフレット別冊」の【保険金のお支払いについて】をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合



医療補償を充実させたい方

6口
限度

三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約



基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

セット名	三大疾病 診断 保険金額	年払保険料 (1口あたり)					
		生後15日- 19才	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40-44才
P1	50万円	290円	370円	1,000円	1,810円	2,770円	4,250円
		6,320円	7,770円	12,350円	23,770円	31,710円	

こんな時にお役に立ちます

がんと診断確定された時
または急性心筋梗塞
もしくは脳卒中を
発病し、治療を
目的として初めて
入院を開始した時



(2026年6月25日時点の満年齢でご加入ください。)

【退職者】オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

3口
限度

親介護一時金支払特約

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>

ケガ補償
<本人型>

介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

親御さま（姻族を含む）は、最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。

- フランチャイズ期間：30日
- O2セットには、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」がセットされます。

例えば

こんな時にお役に立ちます

親御さまが要介護状態※になり、30日を超えて継続した場合



※要介護状態の詳細については、「パンフレット別冊」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。



要介護3以上

- ・新規ご加入はできません。現在ご加入中の方のみご継続いただけます。増口・減口ともにできません。
- ・健康に関する告知に該当し、O2セットに変更できない場合は、代理店・扱者カネカ保険センターまでご連絡ください。

セット名	親介護一時金額	年払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O1	100万円	70円	140円	300円	680円	1,490円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	
		3,400円	7,500円	16,330円	41,840円	

(2026年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2026年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

要介護3の状態の目安*

中等度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・ひとりできない
- ◆食事・衣服の着脱・排泄
・介助を必要とする
- ◆理解・行動
・認知機能の低下がみられ、それに伴い、暴言や徘徊、幻覚や妄想などの症状がみられることがある



要介護2以上

O1セットにご加入の方がO2セットへ変更される場合は、改めて健康に関する告知が必要です。

セット名	親介護一時金額	年払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O2	100万円	80円	190円	410円	960円	2,190円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	
		5,180円	11,730円	26,110円	67,550円	

(2026年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2026年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

※出典：公益財団法人生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに引受保険会社で作成。

要介護2の状態の目安*

軽度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・何らかの支えを必要とする
- ◆食事・排泄
・手助けを必要とすることがある
- ◆理解・行動
・物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある

親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）の範囲

本人の親御さまのうち、この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記載の方で、次のすべてに該当する方が特約被保険者となります。

<特約被保険者となる方>

- ①基本コースに加入される被保険者本人の親御さま（姻族を含みます。同居の有無は問いません。)
- ②保険始期日時点で、満20才以上満84才以下の方で、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方。

例)	基本コースに加入される被保険者の親御さま（＝血族）	○	※左記のうち最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。
	基本コースに加入される被保険者の配偶者の親御さま（＝姻族）	○	

- オプション特約（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約、親介護一時金支払特約、CT・MRI検査一時金補償特約を除く）をセットされる場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

【退職者】継続セットのご案内

<ご注意> こちらのページに掲載のセットは新規でご加入いただけません
～「継続」または「脱退」のみの取扱いとなります。～

【被保険者となれる方】

<本人型>

●被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

<夫婦型>

●被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
●夫婦型で補償の対象となる方は、加入申込票に記載する被保険者（補償の対象者）本人(*)とその配偶者です。

● 保険金額と保険料 (1口あたり)

【基本コース】

セット名		Aセット		Bセット		Cセット		B1セット	C1セット
		本人型		夫婦型					
		交通事故以外のケガ	交通事故によるケガ (※1)	交通事故以外のケガ	交通事故によるケガ (※1)	交通事故以外のケガ	交通事故によるケガ (※1)	ケガ補償コース	
傷害死亡・後遺障害 保険金額 (※2)	本人	220万円	440万円	150万円	300万円	405万円	810万円	150万円	405万円
	配偶者	—	—						
傷害入院保険金日額 支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	本人	2,850円	5,700円	2,800円	5,600円	5,200円	10,400円	2,800円	5,200円
	配偶者	—	—						
傷害手術保険金	本人	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5							
	配偶者								
傷害通院保険金日額 支払対象期間：180日 支払限度日数：90日	本人	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円	3,800円	7,600円	2,000円	3,800円
	配偶者	—	—						
年払保険料		10,300円		20,000円		40,500円		15,630円	31,740円
加入限度口数		2口		1口					

※1 交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約がセットされています。「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」の詳細については、「パンフレット別冊」の「特約のご説明」をご覧ください。

※2 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

● 携行品損害補償特約

新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット

・日本国内・海外とも補償

セット名	X3
携行品損害 保険金額	保険期間を通じて10万円* (自己負担額：1事故につき3,000円)
年払保険料	760円

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券・宿泊券・観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。（自己負担額：3,000円）

●携行品の損害が被保険者の自宅（敷地を含みます）内において発生した場合は保険金支払いの対象となりません。

1口
限度

基本コース

ケガ補償 <夫婦型>	ケガ補償 <本人型>	病気とケガ補償 <本人型>
---------------	---------------	------------------

例えば

こんな時にお役に立ちます



● 日常生活賠償特約

・日本国内・海外とも補償*
・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付
*一部、国内のみ補償

セット名	M2
日常生活賠償 保険金額	2億円
年払保険料	1,240円

基本コース

ケガ補償 <夫婦型>	ケガ補償 <本人型>	病気とケガ補償 <本人型>
---------------	---------------	------------------

例えば

こんな時にお役に立ちます



※日常生活賠償の補償の対象者の範囲は本パンフレット19ページをご参照ください。

1口
限度

《お問合わせ・事故発生時の連絡先》

<代理店・扱者>

カネカ保険センター株式会社

本社／大阪市西区土佐堀 1 - 3 - 1 8
TEL (06)6225-6670 FAX (06)6449-5456

弊社ホームページもご活用ください。



カネカ保険センター

本社	〒550-0001	大阪市西区土佐堀 1 - 3 - 1 8	快適生活ビル
		TEL (06)6225-6670	FAX (06)6449-5456
北海道営業所	〒060-0002	札幌市中央区北 2 条西 3 - 1 - 2 0	札幌フコク生命越山ビル 1 3 階
		TEL (011)222-6880	FAX (011)241-6060
北海道営業所 (恵庭出張所)	〒061-1411	恵庭市恵南 1 3 - 1	北海道カネライト(株)内
		TEL (0123)33-3336	FAX (0123)33-3346
東京営業所	〒101-0037	東京都千代田区神田西福田町 4 - 1	MEDIXビル
		TEL (03)5297-5581	FAX (03)3256-7855
大阪・滋賀工場営業 所 (大阪工場)	〒566-0072	摂津市烏飼西 5 - 1 - 1	(株)カネカ大阪工場内
		TEL (072)653-0503	FAX (072)653-0523
大阪・滋賀工場営業 所 (滋賀工場)	〒520-0104	大津市比叡辻 2 - 1 - 1	(株)カネカ滋賀工場内
		TEL (077)578-3751	FAX (077)578-3754
高砂営業所	〒676-8688	高砂市高砂町宮前町 1 - 8	(株)カネカ高砂工業所内
		TEL (079)445-2474	FAX (079)445-2398

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第二部第二課

万一、事故が起こった場合は

三井住友海上へのご連絡は24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

こちらからアクセスできます



三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます



ご注意事項 (ご加入される前に必ずお読みください)

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、**必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。**
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明、健康状況告知書ご記入のご案内、ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください



団体総合 (MS&AD型) _71538